

水俣市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査（小中学校）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年11月30日

水俣市監査委員 坂本 幸 則



同 真野 頼 隆



令和3年度水俣市小中学校定期監査調書

1 監査の根拠

水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第1号に規定する財務監査

2 監査の対象校

- (1) 小学校：水東小学校、袋小学校、久木野小学校
- (2) 中学校：袋中学校

3 監査の対象事務 財務事務

- (1) 備品の購入、管理等に係る事務
- (2) 物品の購入、管理等に係る事務
- (3) 図書購入、管理等に係る事務
- (4) 就学援助費の受領、支払い等に係る事務
- (5) 郵券の受払いに係る事務

4 監査の着眼点

次の着眼点に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

- (1) 備品の購入、管理等に係る事務
 - ア 備品等の所在が不明なものはないか。
 - イ 現物に、備品番号、分類番号、購入年月日等の記載があるか。
 - ウ 購入リスト等から備品整理簿等への転記が、正確に行われているか。
 - エ 備品整理簿から備品台帳への転記が、正確に行われているか。
- (3) 図書の購入、管理等に係る事務
 - ア 購入金額（税込）が記載されているか。
 - イ 日付が購入日になっているか。
 - ウ 図書名や金額が未記入になっていないか。
 - エ 廃棄図書が図書台帳から削除されているか。
- (4) 就学援助費の受領、支払い等に係る事務
 - ア 要保護、準要保護児童生徒就学援助費、特別支援教育費等について、受入れが適正か。
 - イ 上記の管理は適正か。
 - ウ 上記の戻入は適正か。
- (5) 郵券の受払いに係る事務
 - ア 郵便切手、はがき等の受払いは適正か。

5 監査の実施者

監査委員：坂本幸則代表監査委員、真野頼隆監査委員

事務局員：宮崎博巳局長、鬼塚博司係長、小路章代

6 監査の主な実施内容

教育長に対し、監査の実施、資料の作成依頼を行うとともに、対象校への連絡、資料作成についての依頼を行った。

提出があった資料過不足等を確認し、必要な資料は催促するとともに、事前資料を整理した。

学校に訪問し、学校長等の説明を受けるとともに、現物、書類等を確認した。

訪問による実地調査、事前資料等をもとに検討、協議を行い、調書を作成した。

7 監査等の場所及び日程

(1) 場所

ア 事前監査 監査事務局執務室内

イ 本監査 対象校

(2) 日程

ア 事前監査 令和3年9月21日(火)から10月20日(水)まで

イ 本監査 令和3年10月28日(木)

午前9時から 袋小学校

午後1時30分から 袋中学校

令和3年11月5日(金)

午前9時から 水東小学校

午後1時30分から 久木野小学校

8 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

- (3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

- (4) 意見・提案事項 別表「意見・提案事項」のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

- (5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

9 その他必要と認める事項

- (1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

- (2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 物品等の購入、管理等に係る事務について（監査実施順）

- (1) 袋小学校
ア 音楽：現物にラベルシールがないものがあつた（アコーディオン）。
- (2) 袋中学校 特になし。
- (3) 水東小学校
ア 備品台帳（エクセル版）に、令和2年5月1日に購入したデジタル教科書の数量、保管場所の記載がなかつた。
- (4) 久木野小学校
ア デジタル教科書のパッケージに備品番号と購入年月日を記載したラベルシールがなかつた。
イ 備品台帳（エクセル版）の「保管場所」の入力がなかつた。

2 就学援助費の受領、支払い等に係る事務について 特になし。

3 郵券の受払いに係る事務について

- (1) 袋小学校 特になし。
- (2) 袋中学校 特になし。
- (3) 水東小学校
ア 切手受払簿に切手の購入年月日の記載がないものや、使用枚数の記入漏れ等がみられた。切手受払簿の様式や保管方法の見直しも含め、適切な管理をお願いしたい。
- (4) 久木野小学校 特になし。

別表「意見・提案事項」

1 物品等の購入、管理等に係る事務について

- (1) 備品等の使用、管理について
ア 袋小学校 特になし。
イ 袋中学校
① 生徒一人一台のタブレットの普及により、それまで使用していたPCが放置されている。キーボードの操作の練習あるいは、プログラミング教育への活用など、何らかの利用はできないか提案する。
また、型が古くて使用できないということであれば、適切に廃棄されるようお願いしたい。
ウ 水東小学校 特になし。
エ 久木野小学校
① 高圧洗浄機が令和2年7月豪雨で被災した佐敷小学校の校舎清掃に役に立ったということだが、今後も積極的に、各学校間で備品を融通して使用してもらいたい。
オ 全校共通
① 教科書の記載事項の変化に伴い、学校図書館の図書のうち、発行年月日が古いものについては、記載内容が教科書と相違するものがあると考えられる。
全校的に、相違する図書の存在の有無について、御留意願いたい。
② 購入伺の取り扱い方法（見積書、納品書の添付等）や事務処理全般について、自